

全軟野連発第 262 号

令和 7 年 12 月 15 日

都道府県支部

理事長 様

公益財団法人 全日本軟式野球連盟

専務理事 小山吉男



職業野球競技者の連盟復帰について（通知）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記の件について、日本野球機構（NPB）において下記球団が NPB 所属球団として位置づけられることとなったため、当連盟が定める職業野球復帰に関する規程の解釈を、下記の通り変更することとしましたので通知致します。

本変更は、当該規程の適用をより明確にし、選手登録および大会出場資格の運用を統一することを目的としています。

支部の皆さまにも本件の目的にご理解頂き、対象選手およびチーム関係者に共有頂くようお願い致します。

以上、何卒よろしくお願い致します。

記

■競技者規程第 3 条「職業野球競技者の連盟復帰」解釈変更の内容

・「日本野球機構の球団」の範囲について

従来の解釈では、NPB 所属選手（12 球団）の支配下登録経験のある元選手が対象でしたが、下記の球団に所属した選手についても職業野球競技者として取り扱うものとしアマチュア野球復帰申請手続を経る必要があるものとします。

○くふうハヤテベンチャーズ静岡

○オイシックス新潟アルビレックス・ベースボール・クラブ

（旧：新潟アルビレックス・ベースボール・クラブに所属していた元選手は復帰申請の必要はありません）

・本通知文以前に既に貴連盟に所属されている方の復帰申請は免除するものとします。

問合せ：全日本軟式野球連盟 井上 Tel：03-3404-8831 inoue@jsbb.or.jp